

国分寺都市計画道路 3・2・8 号線沿道まちづくりの
今後の進め方に関する説明会の記録

平成 23 年 8 月 28 日（日） 10 : 00 ~ 11:00

- 目 次 -

1	開催概要	
1	1．開催目的	1
2	2．開催状況	1
3	3．説明の概要	1
2	参加者からの意見等	
1	1．質疑	2
3	参考資料	
1	1．広報資料	11
(1)	(1) 市報国分寺	11
(2)	(2) 国3・2・8号線沿道地区まちづくりニュース	11
2	2．配布資料	12
(1)	(1) 国3・2・8号線沿道まちづくりの具体化に関する市の考え方	12
(2)	(2) 今後の進め方	12
(3)	(3) 地区別検討会メンバーへの応募方法	12
3	3．説明資料	13
	揭示資料	21

1. 開催目的

平成 21 年 9 月に策定した「国分寺都市計画道路 3・2・8 号線（以下「国 3・2・8 号線」）沿道まちづくり計画」に示された将来像の実現を目指し、具体的なまちづくりの検討・活動に入るにあたり、まちづくりの具体化に関する市の考え方、今後の進め方および地区別検討会のメンバー募集等について説明を行う「国 3・2・8 号線沿道まちづくりの今後の進め方に関する説明会」を開催した。

2. 開催状況

日 時	平成 23 年 8 月 28 日（日）10：00～11:00
会 場	市役所 プレハブ会議室第一
参加人数	34 名



3. 説明の概要

国 3・2・8 号線沿道まちづくりの具体化に関する市の考え方
 今後の進め方
 地区別検討会メンバーへの応募方法

1. 質疑

質問)・検討エリアについて、なぜ30mに決定したのか。こういう大きな道路は30m以内の人に直接的な影響があることは分かるが、間接的にはより多くの人の意見をきいてより良い計画をつくるべきだと私は考える。30mにすることは排除の理論であって、市民参加の理論ではない。十分注意すべきだ。

- ・また、検討地域は地区別とすると言うが、何ブロック程度つくるのか。またブロック分けの根拠について教えてほしい。
- ・用途地域を変更するようだが、沿道20mなのか30mなのか答えてほしい。

回答)・今回、検討エリアを30mとしたことについては、まず都市計画道路に接して土地建物をお持ちの方は直接的な影響を受けることになること、また、土地利用についても用途地域を指定するような場合には法的な規制がかかってくるといった直接的な影響を受けることから、今回のエリアを設定した。

- ・30mの外側の範囲の方については、まちづくりニュース等で情報提供していくとともに、アンケート調査という形で意見を聴取していきたいと考えている。その他の市民の方々については、ある程度検討が進んだ段階で、意見募集等を行いたいと思っている。また地区別検討会での検討が終わった後にも、用途地域や地区整備計画といった規制をかけたことになった場合には、都市計画法や国分寺市まちづくり条例（以下「まちづくり条例」）に基づく手続きの中で、意見を聞く機会を設けていくことになる。これらを通じて、より多くの市民意見を聴く機会が設けられるのではないかと考えている。
- ・地区別検討会のブロックについて、現段階では市役所通りを挟んで南北の2ブロックを想定している。ブロック分けの根拠については、都市マスタープランという市の上位計画に示される地域の考え方を元としている。また駅の利用勢圏等をふまえても、市役所通りで南北に分けるのが良いのではないかと考えた。ブロック分けについては、今後、皆さんの意見を聴きながら検討していきたいと思っている。
- ・用途地域については、一般的に路線式指定の場合、20mないし30mとなっている。ただし国分寺市内の道路沿道ではほとんど用途地域は20mとなっており、30mでの指定はない。今回、国分寺都市計画道路3・2・8号線（以下「国3・2・8号線」）は広幅員の道路であるため、周辺に与える影響が大きいことが想定できる。また土地の形状として道路に斜めに交差するということもあり、道路に接する土地のことを考えると用途地域は20mではなく30mに設定するのが良いのではないかと考えた。東京都の用途地域等に関する指定基準として、広幅員の道路沿道では30mとすることができるという規定があるので、今の想定としては30mが良いのではないかと考えている。

質問)・要望だが、広く市民が地区別検討会に出られるようにしてほしい。

質問)・もしこの道路が造られた場合の健康被害が心配で、未だに事業に賛成出来ない。まちづくりに反対しようと思っている。

- ・2009年5月にまちづくり計画案の説明会があった。その際にあった「用途地区の変更を考えているか」という質問に対し、市は「変更は考えていない。今の生活を保全する。きらびやかなものを造っていくことは全く考えていない」と回答した。これは公の場での責任ある者の回答である。この発言をどう考えるのか。こういうことを公の場で答えておきながら、さして年数も経っていないのに、ぐずぐずになっていくのならば、説明会をやる意味がない。その点どう考えるのか。
- ・以下3点要望する。まず1点目だが、参加対象者は検討エリアに限定せず、関心のある方が誰でも参加できるようにしてほしい。
- ・2点目、騒音問題について、普通ならば、この地域ならば住宅地域の環境基準でアセスをクリアするものだと思うが、今回は特例基準、幹線道路で片側2車線1日4万台も通る道路で、幹線道路並みの特例基準があてはめられた。この基準は1日中窓を開けられないという基準なのだ。そういう基準でアセスを通過してしまっているのだ、つまり私達は1年中朝から晩まで窓を閉め切った状態で生活しろと言われているのだ。それを市が認めてしまっているのもどうかと思う。それらの問題を市としてどうしていくのか。原発の進め方の様に、そういうところだけ取り上げていくようだ。生活を守るという立場で考えてほしい。考え方として、用途地区を変更して商業地域にするのではなく、例えば片側1車線にして、減らした部分を緑地帯にして環境を守っていくという方法もあると思う。私はまちづくりに反対だが、もしまちづくりの方向を考える場合はいろいろ考えてほしい。
- ・3点目は、用途地区の変更について私は反対だということだ。

回答)・当時どういう経緯で、そういう発言があったのかを調べてみたいと思う。本日の説明の中で用途地区の変更という言葉が強く残ったと思うが、用途地区の変更も視野に入れるということで、今の段階で用途地区を変更する、しないということではない。今後、地区別検討会で皆さんがどのように考えているかを聴きながら検討していきたいと考えている。

- ・また、参加対象者については、今後の進め方の資料に示すとおり、地区別検討会では、直接影響を受ける市民の方を対象としたいという考え方から、沿道30mのエリアとした。ただし過去に沿道まちづくり計画を策定した経緯の中で、沿道100mの範囲で検討を進めてきたということもあり、その100mの範囲に対しては、これまで通りまちづくりニュースという形で情報提供していきたいと考えている。100mの範囲を30mに絞り込んでいくので、30mの外側の方についても地区別検討会の議論の中身についてはリアルタイムでお知らせをして、それに対する意見等を聴いていけるような仕組みを作りたいと思っている。当然そこで頂いた意見を次の地区別検討会でとりあげていくような形をとっていきたいと思っているので、ご理解頂きたい。
- ・環境アセスメントに関して、市としても、東京都が勝手に事業を進めているのではなく、環境影響評価審議会という第三者組織に認められた上で進めているという点は、理解する必要があると考える。しかし東京都と市では市民の生活を守るというスタンスが異なる

っていると思うので、東京都としては環境基準を守っていることから責務を果たしたということだろうが、市としてはこれまでも更なる環境改善を要望している。また環境に配慮された新しい技術があれば、積極的に導入してほしいということはこれまでも話してきているし、今後も機会毎に東京都に求めていきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

- 質問)・2009年に用途地域の変更はしないと明言をしたことについて、承知していないと言う。当時、行政として公の場ではっきりと用途地域の変更はしないと行ったのに、何も引き継がれていない。その都度状況が変われば、用途地域の変更をすると全然違うことを言い出す。こういう事があっていいのか。今日言ったこともまた都合が変われば違ったことを言い出す。どこを信頼すればいいのか。
- ・また、先程の回答で用途地域の変更をするとは言っていない、用途地域の変更が必要かどうかを検討会にかけてとのことだが、今日配布されたまちづくり具体化方針の資料には、色まで変えて『用途地域指定の変更や地区整備計画の導入等を行い、秩序あるまちづくりを推進する必要があります』と書いてある。これから検討するとどこに書いてあるのか。市としては、明らかに用途地域の変更を行うと言っているではないか。今、説明されたことと、書かれていることが全然違うではないか。住民をごまかしながらやるのは、やめてほしい。
 - ・第五小学校問題について、どのように認識しているのか。4万台車が通るといったが、4万台は国3・2・8号線だけの場合。国3・4・6号線は2万台であり、あわせて6万台に挟まれたところに第五小学校が位置している。従って、騒音、振動、あるいは大気汚染の児童への影響がでることが非常に心配だ。心配されている方も多い。第五小学校問題で東京都に対して健康配慮あるいは環境配慮等を要望したという具体的な事実があるのか教えてほしい。

- 回答)・用途地域の変更はしないという過去の発言について、ご指摘の通り引継が十分ではなかったということで、改めて精査をさせていただく。過去の発言の前後のやり取りを含めて、今、把握できていないので、その点については回答を保留とさせてほしい。
- ・現在の市の考え方については、確かに「用途地域指定の変更や地区整備計画の導入などを行い」と書いている。市としては、幹線道路ということで、車もたくさん走るし、沿道には環境施設帯ができて人も歩きやすくなるので、ある程度高度利用もできるようにすることが必要になってくるとの思いはある。しかし、それをするかどうかは、今後協議して決めていくことだと考えている。
 - ・また第五小学校問題について、先ほどの環境アセスメントに関しては、一定の整理はついていると我々は認識している。現在も事業は進んでおり、事業認可期間である平成27年度には完成予定だが、完成した段階で、東京都が事後調査を行う。今の環境影響調査はただの予測でしかないので、最後に実測値を測ることになる。そこで当然環境基準より悪化していることがあれば、市としても当然考慮していかなければならない。またそこまで待たなくても、その都度市として要望していこうと思っている。第五小学校個別に要望したかということについては、個別には要望していないが、我々としても第五小

学校が国 3・2・8 号線の近くに立地していることは認識しており、例えば今準備工事を行っているが、第五小学校に情報提供するように東京都には要望している。

質問)・資料には、用途地域を変更するために地区別検討会を開くという趣旨で書いてあるが、それは違うのではないかと。沿道 30m 以外の人の意見を聴くともあるが、全くあてにならない。

- ・まちづくり協議会の時もブロック検討会があり、意見を言ったが、書いたらそれっきりで何の返事もなかった。同様に横断施設のアンケートがあったが、その結果についても説明がない。今度の地区別検討会で説明されるのかと思いきや、全く知らん顔。用途地域の変更でも同じことだと思う。
- ・第五小学校の問題について、同様に国 3・2・8 号線は六小の通学路にもなる。
- ・騒音の問題について、幹線道路であるので夜間の基準は 60 デシベル。しかし現状は第一種低層住居専用地域なので夜間の基準は 45 デシベルであり、ものすごい差がある。予測値は確か 57 デシベルだったが、これで環境基準を満たしているからいいということではないと思う。
- ・また地区別検討会については、市役所通りを境に南北に分けるとのことだが、これはおかしいのではないかと。沿道を見れば農地の多いところ、市役所通り周辺の商業施設が多いところと住宅が多いところと 3 つくらいに分かれている。少なくともそのような区分は必要ではないかと。
- ・またまちづくり計画の最後に、「市民が安全安心に暮らせるまちづくり」として、横断路の設置箇所・構造の検討、市道接続についての検討などを平成 22 年の春頃から始めると書いてあるが、今回の地区別検討会ではひとつも触れていない。沿道 30m の人は、このあたりのことを非常に心配している。用途地域の変更よりも安全安心に暮らせるようにしてほしい。このまちづくり計画の最後の部分を実行することを考えていただきたい。

回答)・1 点目のまちづくり計画を策定する際に意見を言ったが反映されなかった、今回もそういうことがあるのではないかとというご懸念について、今回は、アンケートの結果を集約してどういう議論がされたのかについても情報提供できるようにしたいと考えている。

- ・2 点目、昨夏に行った横断施設のアンケートについては、アンケート結果を集計して、市民の方にどの道が良く使われているのかを分析し、その結果に基づき東京都へ横断施設の設置を要望する箇所を 4 箇所に決めた。これらについては説明会も行っており、また、まちづくりニュースの中でも示している。もちろんこれで 100%とは思っていないが、一旦このような方向性で進めさせていただくことをご理解いただけたと思っています。
- ・3 点目の通学路については、信号付の横断歩道まで行き、そこで渡ってもらうしかないかと考えている。もちろん地区別検討会でも考えていこうと思っている。学童だけでなく、高齢者のことも考えると、横断歩道も青の時間を長くする等の方法もあるのではないかと、それらについても今後の地区別検討会の中で話ができると考えている。それらの要望についても地区別検討会やアンケートの中でご意見いただければ検討の対象となると考えている。
- ・4 点目の環境アセスメントについて、これは法の中で決められている基準値に従っており、

これを変えるのは難しいというのが実態としてある。しかし市としては、環境基準を満たしているからこのまま何もしなくていいと考えている訳ではない。今は騒音を低減する舗装の技術をはじめ、様々な分野で技術革新が起きているので、それらについては多少値が張るものであっても市民のためにいいと判断したものについては要望していきたいと考えている。

- ・ 5点目の地区別検討会の区分について、根拠の1つとして都市マスタープランにおける区分がある。また駅の利用実態を見ても、市役所通りの沿道の用途地域境あたりが境界になっている。一方で、南北で分けることによって南と北が全然異なる色になってしまうのは望ましくないという見方もある。例えば、環境施設帯の作り方や街路樹の種類等は、南北一体で考えなければならないかもしれない。それらをふまえて、今は南北で2つに分けることを想定しているが、問題によっては1つにすることもあつし、もっと細かく分ける事も場合によっては必要になってくると思ふ。そこはフレキシブルに対応していきたい。
- ・ 6点目の安全安心について、まちづくり計画は沿道100mの範囲を対象にスタートしており、道路に直接接する沿道とその背後では抱える問題も異なるということを認識している。国3・2・8号線にアプローチするために車の流動も変わることが予想され、それらを考えると交差する市道をどうするかについては、検討会の場でも当然話題になって然るべきだと思ふ。検討会では、用途地域や地区計画以外の議論を終始排除するのではなく、アンケート等でご意見いただければ、然るべき対応をしていきたいと思っている。

質問)・用途地域について、国分寺市は北海道の夕張のように財政が厳しい状況だと思ふ。従つて、この国3・2・8号線が通過することにより、国分寺市が将来にわたつて財政負担が少しでも軽減されるような取組みをしていかなければ、国分寺市はもうどうにもならない。財政困難な市に没落してしまう。用途地域の変更を強く進めていく方向を望む。

- ・ また当初東京都からは、交通量5万台、制限速度50キロと聞いた。50キロはエネルギーとしても無駄が多いので、40キロ程度で国分寺市を通過させるように要望する。

回答)・用途地域の変更について、確かに国分寺市は財政困難であり、その意味でも幹線道路沿道でそれなりのにぎわいを創出したいということは当然ある。しかし一方で、本日様々なご意見をいただいた中でも、用途地域の変更は反対だという意見、また、用途地域を変更してほしいという意見もある。様々な意見を交換する場として地区別検討会を進めていきたいと思っているので、ぜひ参加いただき、議論させていただければと思ふ。

- ・ また規制速度に関しては、道路には規格があり、国3・2・8号線では50キロないし60キロが妥当な基準になってくると思ふ。いずれにせよ道路管理者である東京都と、交通管理者である警視庁が協議して決定することになるので、その議論を注視していきたいと思ふ。

質問)・地区別検討会のメンバーは、やはり沿道30m以内の範囲でよいと思ふ。

- ・ また、用途地域の見直し等について地区別検討会のメンバーで議論していくのがよいと思ふ。

回答)・基本的に本日ご説明した方針で進めさせて頂きたいと思うが、この場で様々なご意見を頂いたので、今後の進め方については、アンケートの取り方等をはじめ、形だけのものにならないよう改めて検討していきたい。

質問)・私は用途地域変更には反対だ。

- ・アセスの時に市長が東京都に提出した意見があるので、ここで読み上げる。「東京都環境基本計画では住宅系土地利用地域の施設建設にあたっては、法令や条例等による基準の遵守はもとより、緩衝帯を設ける等、その環境への影響を極力抑えるような計画としています。本計画道路は住宅地に建設する道路であることから、その振動の基準は、幹線道路の特例基準でない評価基準とされたい。」こういう公文を出している。
- ・用途地域変更をしないについては決めた訳ではないということ、ここにいる人は理解できたとしても、ここにはいない人たちはわからない。用途地域の変更を行うという意味にとれる文章を訂正して、再度発行することを確約していただきたい。
- ・また、国分寺らしさとは何か。

回答)・今後進めて行く中で、文章の表現は考えていきたいと思う。本日はいろいろな意見をいただくための資料であったという意味では、この資料はこのまま進めさせていただきたい。

質問)・それはまずいのではないかと。私は、用途地域の変更をしないと出して出しているのではない。決定ではないことを市民が理解できるような表現で出せと出しているのだ。

回答)・市の考え方としてはここに書いてある通りである。

質問)・ということは、用途地区を変更するということか。

回答)・そこは先ほどから申し上げるとおり、市としてはこうしていきたいという方向だが、当然ここにお住まいの方もいるので、その意見を聞きながら決めていきたいということだ。

質問)・そういう意味にはとらない。これは公文書なので再発行してもらおう。用途地域を変更していきたいという方向ではないと言っていたではないか。

回答)・用途地域を変更する、しないという判断ではなく、政策的に骨格となる道路なのでそういう考え方もある。ただ基本的には一方的に決めるのではなく、沿道にお住まいの方々の意見を聴きながら決めて行かなければならないことだと認識している。

質問)・そういう文章になっていない。では用途地域変更しないと出た過去の発言はどうなったのか。引き継がれていないではないか。変更するのならば、変更するという責任ある市長の判断が必要だと思う。担当課長が替わったからというだけで、そういうことができるとは私は思わない。あなたがいくら言を左右してもここには「行う」と書いてある。

「行う」ということは実行するということだ。改めて出してもらえるか。

回答)・ここに出している資料は市長も内容を認識しているものである。従ってこの中身を今の段階で書き換えるということは難しい。ただし過去の発言については、引き継がれてないことがあったので、再度確認させていただく。それを確認した上で今回のこの資料がおかしいのであれば、再度発行するが、そうでなければ今の形で進めさせていただく。

質問)・これは当時、多数の市民が聞いているので、確認すればはっきりする。

質問)・ここにメモがあるので、聞き間違いなんてことはない。

回答)・当時、どういった経緯の中でその発言になったのか把握していないので、確認させてほしい。

質問)・そうであれば、確認するまでこれは棚上げにしてほしい。

回答)・今回の確認で考え方が180°違うという判断であれば、考え方を変更する必要があるが、当時どういう考え方があったか、今の考え方とどのような違いがあったか、内容を確認した上で判断させてほしい。

質問)・そんないい加減なことを言っただけは駄目だ。2年前にきちっと説明したのだから。100年前の話ではないのだ。それは明確に約束してほしい。

- ・国分寺らしさとは何か。説明できないのなら、私がする。東京都は国分寺について、小平も含めて農住調和地域と位置付けている。アンケートによれば市民もほとんどが「住宅地であり非常に暮らしやすい」「農地が豊かである」結果として、非常に安定した環境が得られているという意見だ。そういう意味で農住調和地域という市の方針は、私は非常に気に入っているし、大勢の市民が理解している。これは市が行ったアンケートで明らかになっている。
- ・きらびやかな街にしないとの前課長の発言と、市長が「第一種住居が主たるところに道路を通すのだから環境基準については格別に配慮してほしい」という意味の公文書を提出したことをふまえても、商業地帯にすべきではない。例えば国分寺駅前とか西国分寺前など、最低限の商業地帯は必要だ。それを否定するものではないが、交通の不便な場所に商業地帯を造るということは、市の基本計画、まちづくりの基本政策を変更することになる。従って反対だ。

回答)・道路の沿道を商業地域にするということは、一言も言っていないと思う。農住調和という基本的政策はあると思うが、道路の沿道の用途地域を少し上げる等も、検討対象になって良いと思う。当然、あわせて背後の閑静な住宅地を守るような方法を考えていかなければならないし、パチンコ屋等が乱立するような状況は望まれていないことは、我々も十分承知している。商業と言ってもそこまではいかない。

質問)・国分寺らしさについては、どのように考えているのか。

回答)・沿道まちづくり計画の基本理念にも示すように、豊かな緑との調和、住環境を整え誰もが住み続けたいくなるようなまちづくりというのがある。一方で、市全体の活性化を図るような国分寺らしい魅力や活力あるまちづくりを目指すということもあるので、それらも検討しなければならないと思う。

- ・良い住環境は誇るべきものであり、また守っていかなければならないと思う。しかし生活に必要な施設がないのが住み続けたいくなるまちなのか。沿道は環境施設帯が10mとなっている。国分寺市内をみれば歩道がついている道路も少ない中で、安心して歩ける空間ができることになる。沿道にそれなりの施設も必要かと思う。そういうことも含めて国分寺らしさと考えている。

質問)・抽象的で分からない。

回答)・その具体化を今後考えていくためにも、地区別検討会の中で議論していただければと思う。

質問)・私は30mで区切ることに反対だ。小学校や中学校等、様々な影響は30mでは区切れないと思う。

- ・また、沿道30mの人達だけでまちづくりができるとは考えられない。私も道路ができればそれを渡って生活する訳だから、私自身も参加したい。前回も100mで区切られ、私は興味があっても入れなかった。ニュースもその範囲内しか配られない。先程ニュースにもアンケートの結果を載せたとの説明があったが、私は市民であるにもかかわらずその結果は知らない。同じ市民なのになぜ情報の差があるのか。今回も沿道30mの人達だけで検討するのはおかしい。
- ・国分寺は住宅地として有名であり、憧れるという人もいる。人口密集もこの地域では一番大きいし、そういう地域であるからこそ私は、緑と水と歴史と、農と住と調和した終の棲家として国分寺を考えていた。
- ・そもそも住宅地の中になぜ、これまでの国分寺市にはない4車線の幹線道路、府中街道のバイパスが必要なのか、怒りを感じる。
- ・国分寺としてのまちづくりを考えてほしい。沿道30mだけでなく多くの市民を地区別検討会に参加させてほしい。
- ・また、環境基準について、アセスで示される基準をクリアしているから良いなんて、原発と同じ考え方ではないか。安全神話を信用していったらこの結果だった。道路も全く同じだ。アセスは国3・2・8号線だけのアセスだ。大気汚染にしても0.04ppmをクリアしているから良いと言うが、大気汚染が0.04ppmのところでも患者が約60%出ているのだ。0.04ppmをクリアしているから良いということ自体に市は疑問を持ってもらいたい。特に第五小学校の国3・4・6号線との交差について、複合の大気汚染、複合の騒音についても都は予測評価していない。国分寺はぜんそく患者が多くなっている。今後住宅の中を走って行くことになるのだから、沿道だけでなく全市民の健康も考えてほしい。回答は

不要。

回答)・ご意見としてとらえさせて頂く。

質問)・市は生活道路が最悪だという認識はあるのか。それにも関わらず国 3・2・8 号という大道路を造って、それが見事に解決すると考えているのか。その点を明確にお答えいただきたい。

- ・また第五小学校について、明らかに近くを通ることから、ぜんそく児童が増えることは目に見えている。その時にどう責任をとるのか。

回答)・生活道路について、確かに歩道がついていない生活道路が多く、また、ある程度遠くに出かける時に使うような道路にしても、裏通りであったり、府中街道などあまり大きくない道路だったりするので、それらが混んでしまうと細い生活道路に車が入り込んでしまうというのが、国分寺市の道路の実態だと思う。それを解決する一助として、狭い道路に入ってしまう交通を幹線道路に転換させる効果が期待できる。

- ・一方で、生活道路が使いづらいことについては、国分寺市全体で考える必要があると思う。ただし予算的な問題もあるので、例えばまちづくり条例の中で、開発をする際には、狭い道路についてはセットバックを義務付けて道路空間を生み出していく等、少しずつ努力していければ良いと思う。
- ・第五小学校に関しては、あくまでも東京都が法で定めた環境基準をクリアしているということであって、法的にはそれ以上は求められないが、市の立場として、東京都に引き続きより良くなるようお願いしていく。法的な責務が発生しない中でのお願いなので、東京都との関係の中でやっていくしかないが、市としてはこういう思いを都に伝えていけたらと思う。

1. 広報資料

(1) 市報国分寺 (平成 23 年 8 月 15 日号)



国分寺都市計画道路 3・2・8号線沿道まちづくりの今後の進め方に関する説明会の開催

市は、国分寺都市計画道路 3・2・8号線（以下「国3・2・8号線」）整備に向け、「国3・2・8号線沿道まちづくり計画」を平成21年9月に策定し、広報啓発してきました。今後はこの計画に示された将来像の実現を目指し、実効性のある施策の導入も視野に入れながら、地元の皆さんとともにまちづくりの具体化に取り組んでいく必要があります。

そこで、具体化策の検討の進め方に関する説明会を開催します。

【日時】 8月28日(日)午前10時～11時(会場) 市役所プレハブ会議室第一※当日直接会場へ

↓都市計画課(内55)

芸術文化振興事業補助制度の審査会(公開プレゼンテーション)の開催

芸術文化振興事業補助制度は、市民の団体が市内で実施する芸術文化の振興に関する事業

(2) 国3・2・8号線沿道地区まちづくりニュース(第18号)



まちづくり教室へのご参加ありがとうございました

まちづくりのしくみや制度について、わかりやすく紹介する「まちづくり教室(第2回)」を5月14日・15日に開催しました。

今回の「まちづくり教室」は、「土地利用」をテーマに、住宅や店舗などを建てる時に知っておきたい土地の使い方や建築物の形態のルールに関する講座と、沿道まちづくりや道路に関する資料の展示を行いました。

当日は、参加した市民のみさんから様々なご意見やご質問をいただき、ありがとうございました。

【主なご意見・ご質問】

【土地利用について】

- ・農地の保全と合わせて、沿道の高度利用や商業立地なども取り込んだまちづくりが必要である。
- ・良好な緑地を確保しつつ、中核的な商業施設も立地できるようにして市民の人に来訪してもらいたい。緑地確保を推進することが重要ではないか。
- ・国3・2・8号線を単なる通過道路とするのではなく、沿道には商業施設を誘致し、合わせて防火対策を図るなど、国分寺が豊かになり活性化できるような方向性でまちづくりを進める必要がある。
- ・市として沿道型の土地利用はどのように考えているのか。また、専門家としては、どのような土地利用が望ましいと考えるか。

【道路整備について】

- ・国分寺市が実施するよう安全安心な道路整備・沿道整備を行ってほしい。
- ・昨年度のアンケート調査において、国3・2・8号線の橋脚施設等について検討されていたが、調査の結果はどのようにしているのか。

国分寺都市計画道路 3・2・8号線 沿道まちづくり計画

※計画書は以下の場所やホームページでご覧いただけます。

都市計画課(市役所第2庁舎2階)。
まちづくりセンター(市役所第3庁舎1階)。
オープンハウス(市役所附属棟)・巧緑地場センター、各公民館。
<http://www.city.kokubunri.tokyo.jp/tankumi/4254/009546.html>

国3・2・8号線沿道地区まちづくりニュース 第18号

発行日：平成23年8月
発行所：国分寺都市建設部都市計画課
〒118-8502 国分寺市東1-10-1 国分寺2番
電話：042-322-1111(内線485) FAX：042-324-0740
E-mail:kokubunri@city.kokubunri.tokyo.jp

トピックス
説明会を開催します
まちづくりの具体化に関する市の考え方を決めます

国3・2・8号線沿道まちづくりの今後の進め方に関する説明会を開催します。

地区別検討会のメンバーを募集します

市は今後、国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくり計画に示された将来像の実現を目指し、実効性のある施策の導入も視野に入れながら、地元の皆さんとともにまちづくりの具体化に取り組んでまいります。

そこで、市は、まちづくりの具体化に関する考え方を決め、一緒にまちづくりのあり方の検討を行っていただく地区別検討会を設置し、そのメンバーを募集します。

まちづくりの具体化に関する市の考え方や今後の進め方、メンバーの募集方法などについての説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

8月28日(日) 午前10時～11時まで 市役所プレハブ第一会議室(戸倉1-6-1)

【説明会の内容】

- ・まちづくりの具体化に関する市の考え方
- ・今後の進め方
- ・メンバー募集方法について

※具体化に関する市の考え方、メンバー募集方法は、2面・3面に記載していますので、併せてご覧ください。

2. 配布資料

(1) 国3・2・8号線沿道まちづくりの具体化に関する市の考え方

国3・2・8号線沿道まちづくりの具体化に関する市の考え方
〔まちづくり具体化方針〕

はじめに

市の中心を南北に貫く国分寺都市計画道路3・2・8号線（以下「国3・2・8号線」）は、多摩加地区における南北方向の骨幹幹線道路であり、その整備により交通の円滑化や都市間の連携強化などの効果が期待されています。

市は国3・2・8号線の整備を機に、その沿道地区のまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づき「国3・2・8号線沿道まちづくり推進地区」（以下「推進地区」：道路用地境界から内側約100mの範囲）を指定し、住環境や生活環境の向上を図ることで、市全体の活性化に資する沿道空間の創出を目指す観点から「国3・2・8号線沿道まちづくり計画」を策定しました。


今後は、まちの将来像の実現に向けて具体化策を検討し、市民とともに実行していく必要があります。そこで、「国3・2・8号線沿道まちづくりの具体化に関する市の考え方（以下「まちづくり具体化方針」）」では、まちの将来像の実現に向けて具体化策についての市の考え方を示します。

まちづくりの具体化に関する市の考え方

■ 具体化の方針
まちづくりの具体化にあたっては、「国3・2・8号線沿道まちづくり計画」に示された将来像とまちの基本理念を軸におきつつ、地域の魅力や個性らしさを高めることを基本的な目標として取り組みます。

■ 具体化の方法
良好な住環境の保全だけでなく、活力ある沿道空間の創出につながる良好なまちづくりを進めるためのルールが必要で、そこで、まちづくりを具体化するために、用途地域周辺の企業や地区整備計画の導入などを行い、軌跡のあるまちづくりを目指す必要があります。

■ 具体化に取り込む範囲
国3・2・8号線沿道に存する環境変化を吸収する範囲は、まちづくりの具体化を円滑に行う必要があることから、その範囲は「用途地域等に関する地方自治法及び指定基準（東京都指定）」に基づき、国3・2・8号線から道路30mの範囲（以下「核付エリア」）とします。
推進地区における核付エリア以外のまちづくりの具体化については、それに伴う市民の意見を聴くなどしながら、必要に応じて検討を進めることとします。



まちづくりの具体化に向けた前提条件（背景・上位計画での位置づけ）

■ 背景：国3・2・8号線の整備による環境の変化
国3・2・8号線が市街地の中へ新設されることで、それに伴う部分では環境が変化します。これを機に、街もがけが新たになる区分となるためには、良好な住環境の保全だけでなく、活力ある沿道空間を創出することが必要です。これらを目指す、多様な土地利用と調和したまちづくりの具体化について取り組むことが必要です。

■ 「国3・2・8号線沿道まちづくり計画」での位置づけ
沿道まちづくりの将来像については、平成21年9月に策定された「国3・2・8号線沿道まちづくり計画」において、「人的資源 地域が輝く 緑豊かなまち」と定められています。推進地区の中でも国3・2・8号線に接する部分については、「沿道空間に存する活力や国分寺らしさを高める、まちづくりを検討していくエリア」として位置づけています。

国3・2・8号線 沿道のまちの将来像

- 将来像 『人が輝る 地域が輝く 緑豊かなまち』
- 基本理念
 - 1 多様な土地利用と調和した区分するまちづくり
 - 2 良好な「暮らし・住環境」の保全と創出を進めるまちづくり
 - 3 「活力」と「安心」を促すまちづくり
 - 4 暮らしと「安心」をもちますまちづくり
 - 5 環境の形成による「緑」と「景観」のまちづくり

(2) 今後の進め方



(3) 地区別検討会メンバーへの応募方法

地区別検討会メンバーへの応募方法

- 参加対象者
核付エリア内における土地・建物の所有者および住する市民で、まちづくりに関心のある方を対象とします。ただし、参加にあたってはあらかじめ所定の登録を行っていただきます。
ご自身が、対象者に該当するかご不明の場合は、都市計画課までご連絡ください。
- 任期
「国3・2・8号線まちづくり提言書」をまとめ、市長に報告することをもって終了とします。
- 報酬
なし（無償で行っていただきます）
- 応募方法
下記の方法で9月30日（金）までにお申し込みください。
 - 電話の方は口頭で住所、氏名、連絡先をお伝えください。
 - FAX、メール、郵送の方は住所、氏名、連絡先を明記のうえ都市計画課までお送りください。
 - 都市計画課窓口でも受け付けております。住所、氏名、連絡先をお伝え下さい。
 - 応募先・連絡先・問い合わせ先

〒185-8501 国分寺市戸倉 1-6-1
 国分寺市 都市建設部 都市計画課（市役所第2庁舎2階）
 TEL：042-325-0111（内線455）
 FAX：042-324-0160
 メール：toshikekaku@city.kokubunji.tokyo.jp
 担当：戸田、任司、三田




**国3・2・8号線沿道まちづくりの
今後の進め方に関する説明会**



平成23年8月28日
国分寺市

< 本日の内容 >

- まちづくりの具体化に関する市の考え方
- まちづくりの今後の進め方
- 地区別検討会のメンバーの募集について



国3・2・8号線沿道の
まちづくりは、
これまでどんなことを
やってきたの？

まちづくりの具体化に関する
これまでの経緯



まちづくりの具体化に関する市の考え方



• まちづくりの具体化に関するこれまでの経緯

国3・2・8号線整備を契機とした
沿道まちづくりの推進

(平成21年9月)
「国3・2・8号線沿道まちづくり計画」



まちの将来像を計画から実現へ

まちづくりの具体化に関する市の考え方



• 環境の大きな変化



国3・2・8号線沿道の
まちづくりは、
これからどうやって
進めていくの？

まちづくりの具体化に関する
市の考え方



まちづくりの具体化に関する市の考え方



具体化の方針

- 「国3・2・8号線沿道まちづくり計画」の将来像と5つの基本理念
- 活力ある沿道空間の創出

まちづくりの具体化に関する市の考え方



具体化の方法

まちづくりのルールを決める
例) 用途地域指定の変更
地区整備計画の導入

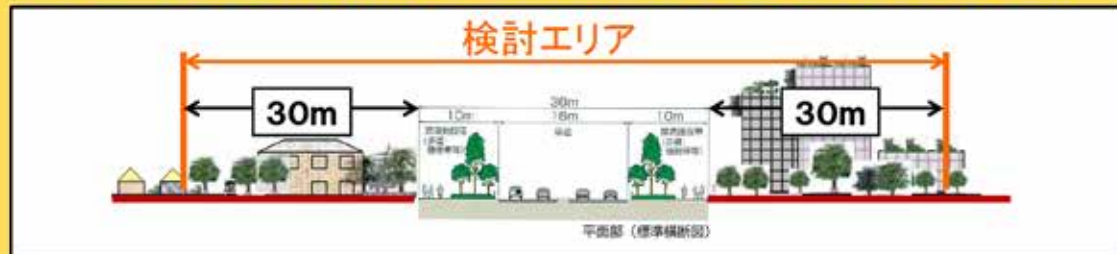


まちづくりの具体化に関する市の考え方



具体化に取り組む範囲(検討エリア)

国3・2・8号線整備に伴う環境変化を直接受け、まちづくりの具体化を早急に行う必要がある範囲



私たちは何をやるの？

まちづくりの今後の進め方



まちづくりの今後の進め方



まちづくりの具体化に関する検討

検討エリアにおける土地・建物の所有者
および在住する市民でそのまちづくりに
関心のある方

地区別検討会を設置

まちづくりの今後の進め方



地区別検討会

■地区別検討会とは

- ・ まちづくりの具体化に関する検討
- ・ 結果を「国3・2・8号線まちづくり提言書」としてまとめ、市長に報告

■対象地域



地区別検討会のメンバーの 募集方法について



■申し込み方法

- 申込期限 : 9月30日(金)まで
- 申し込み方法 : 電話、FAX、メール、郵送
- 必要事項 : 住所、氏名、連絡先
- 申込先 : 都市計画課

※都市計画課窓口でも受け付けております。
住所、氏名、連絡先をお伝え下さい。

まちづくりの今後の進め方



■地区別検討会の開催予定

第1回 地区別検討会の進め方・メンバーの顔合わせ



事例見学会

まちづくりのルールについての検討

最終回 提言書のとりまとめ

※概ね2ヶ月に1回程度開催

まちづくりの今後の進め方



<地区別検討会>

地区別検討会
(11月頃から)

- 市民の皆さんと検討
- 提言書を市長に提出

情報提供

<検討エリア外>

- まちづくり
ニュース
- アンケート

意見聴取

ありがとうございました。

**本日も地区別検討会のメンバー申し込み
を受け付けております。**

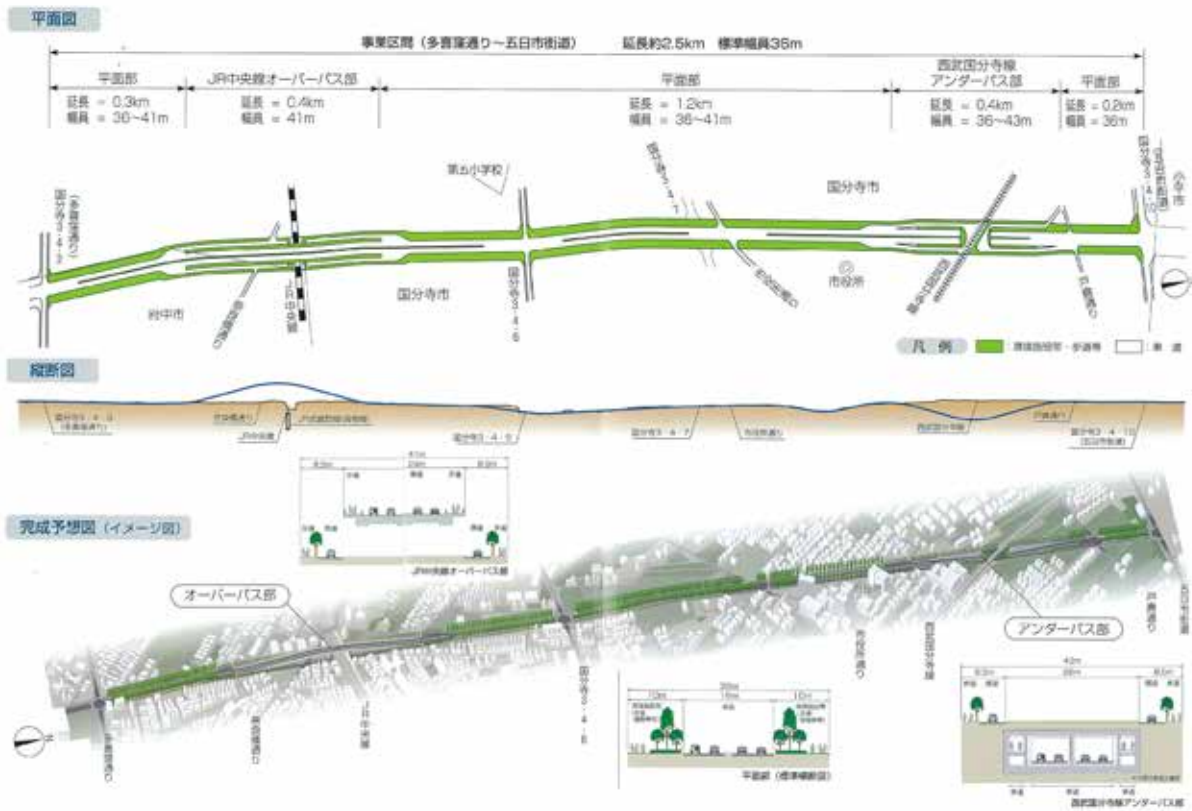
**説明会終了後に、
お近くの職員に声をかけて下さい。**



3. 掲示資料

国 3・2・8 号線の概要

国3・2・8号線の概要

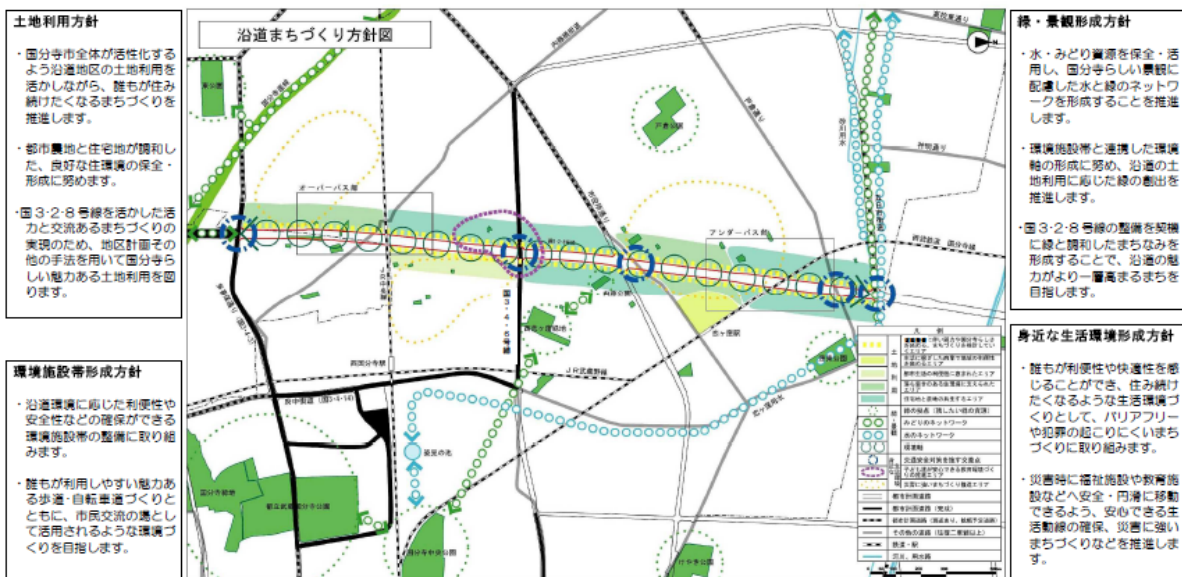


まちづくり方針図

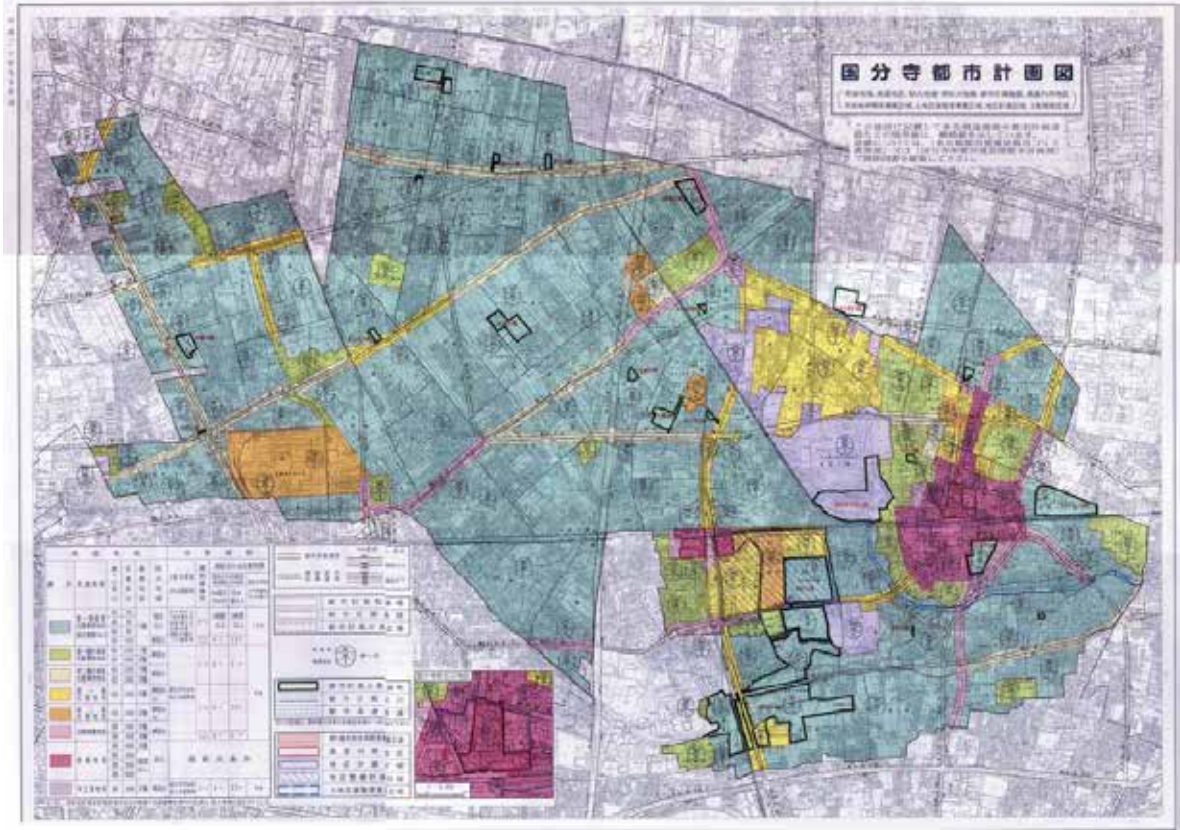
■ 国3・2・8号線沿道まちづくり方針

沿道まちづくりの方針は、基本理念を踏まえて、市民・国分寺市・事業者（東京都）基本方針は、『土地利用』『緑・景観形成』『環境施設帯形成』『身近な生活環境形成』

が将来像の実現化のため取り組むべき役割や、その方向性を示したものです。の4つです。



都市計画図



まちづくり勉強会資料

土地利用について ~住宅や店舗などを建てる時に知っておきたい土地の使い方や建築物の形態のルール(きまり)~

都市計画図 用途地域 容積率 80 / 40 高さ地区 1 建築形態規制

第一種住居地域 (First Residential Zone): 第一種住居地域は、第一種住居地域用途地域、第一種住居地域用途地域、第一種住居地域用途地域に適用される。この地域では、第一種住居地域用途地域の建築物の建築に制限がある。第一種住居地域用途地域の建築物の建築に制限がある。第一種住居地域用途地域の建築物の建築に制限がある。

第二種住居地域 (Second Residential Zone): 第二種住居地域は、第二種住居地域用途地域、第二種住居地域用途地域、第二種住居地域用途地域に適用される。この地域では、第二種住居地域用途地域の建築物の建築に制限がある。第二種住居地域用途地域の建築物の建築に制限がある。第二種住居地域用途地域の建築物の建築に制限がある。

商業地域 (Commercial Zone): 商業地域は、商業地域用途地域、商業地域用途地域、商業地域用途地域に適用される。この地域では、商業地域用途地域の建築物の建築に制限がある。商業地域用途地域の建築物の建築に制限がある。商業地域用途地域の建築物の建築に制限がある。

工業地域 (Industrial Zone): 工業地域は、工業地域用途地域、工業地域用途地域、工業地域用途地域に適用される。この地域では、工業地域用途地域の建築物の建築に制限がある。工業地域用途地域の建築物の建築に制限がある。工業地域用途地域の建築物の建築に制限がある。

容積率 (Volume Ratio): 容積率 (V) = 100 + 高さ (H) × 係数 (C) 容積率 (A) 容積率 (B)

高さ地区 (Height District): 高さ地区 (H) = 1 高さ地区 (A) 高さ地区 (B)

建築形態規制 (Building Form Regulation): 建築形態規制 (A) 建築形態規制 (B)

国 3・2・8 号線への横断施設設置に関する市の方針について

国 3・2・8 号線への横断施設設置に関する市の方針について

日常生活においてよく使う道路について、まちづくり推進地区にお住まいの方にアンケート調査を行った結果、以下のような幹線道路の利用が多い傾向がみられました。
 (市民全員を対象とした広域調査においても、同様の傾向として、幹線道路の利用が多い傾向がみられました。)

●幹線道路で利用が多い道路

- ◆幹線道路B路線 (①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧)

これらの道路は、横断施設設置予定箇所および横断可能箇所となっています。

また、幹線道路以外では、以下のような道路についても利用が多い傾向がみられました。

●幹線道路以外で利用が多い道路

- ◆市役所裏 (⑨)～(10)/戸倉一・二・西丁目～志ヶ窪駅方面の動線
- ◆日吉町四丁目(11)/市役所通り～国 3・4・6 号線沿道の商業施設、西園分寺駅方面の動線
- ◆日吉町一丁目 (12)～(13)/日吉町一・四丁目～国 3・4・6 号線沿道の商業施設、西園分寺駅方面の動線
- ◆内藤一丁目 (14)・(15)・(16)/内藤一丁目～西園分寺駅方面の動線

これらの道路について、移動の傾向を分析した結果、右記の横断要箇所により、現況の動線はほぼ担保されることとなります。

